「しょうわ多目的ローン」

商品概要書

（保証会社　株式会社ジャックス）

令和８年８月３日現在

項　目	内　容
名　　称	しょうわ多目的ローン
対象顧客	（１）申込時の年齢が満 20 歳以上、完済時 70 歳以下 （２）安定・継続した収入の見込める方 （３）当金庫の営業地区内に居住または勤務している方 （４）過去に不渡り、延滞等の事故がなく、保証会社の保証が受けられる方 （５）反社会的勢力でない方
資金使途	（１）マイカー購入資金 （２）教育関連資金 （３）リフォーム資金 （４）耐久消費財の購入資金（家具、家電、インテリア等） （５）ブライダル資金（結婚費用全般の費用） （６）メモリアル資金（ご葬儀、墓地、墓石、仏壇等の資金） （７）旅行資金 （８）引越資金 その他、使途が確認でき耐久消費財購入等の健全な消費資金 ただし、事業性、投機性、不動産、借入返済等の資金は除く。 ※口座からの振込での支払いを原則とし、振込領収書にて資金使途を確認いたします。やむを得ず現金での支払いをする場合については、支払先の領収書を提出いただきます。
融資形式	証書貸付
融資金額	10 万円以上 500 万円以内（1 万円単位）
融資期間	6 か月以上 10 年以内
返済方法	毎月元利均等割賦返済（据置期間なし） ただし、申込金額の 50%以内の元金については、ボーナス併用返済も可能
融資利率	年 3.675%（変動金利／保証料込み） ※金利は毎年4月1日および10月1日現在の「しょうわ基準金利」を基準として、年2回見直しを行います。

遅延損害金	年 14.00％
保　　証	株式会社ジャックスの保証付
担　　保	不要
連帯保証人	原則として不要 ただし、保証会社が必要とした場合は連帯保証をお願いすることもあります。
必要書類	（１）借入申込書 （２）保証委託申込書 （３）本人確認書類 ・運転免許証など顔写真のある公的機関が発行する証明書 （顔写真のない書類の場合は、資格確認書（表裏）など公的機関が発行する書類と住民票写しなど 2 種類で確認させていただきます。） ※申込人が日本国籍以外の場合は、上記本人確認書類に加えて、永住者または特別永住者であることを次のいずれかの書類で確認させていただきます。 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・住民票抄本（在留資格の記載があるもの） （４）所得を証明する書類（融資金額 100 万円以下の場合は提出の省略も可） ①給与所得者の場合 源泉徴収票、住民税決定通知書または課税証明書のいずれかの写し ②自営業者の場合 納税証明書(1･2)、確定申告書または課税証明書のいずれかの写し （５）使途、金額、支払先等が確認できる書類 見積書、注文書または売買契約書のいずれかの写し
苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業支援部（9時～17時、電話：0120‐872‐315）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03‐3581‐0031）、第一東京弁護士会（電話：03‐3595‐8588）、第二東京弁護士会（電話：03‐3581‐2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業支援部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03‐3517‐5825）にお申し出ください。またお客さまから上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会

	とテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）があります。詳しくは、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫営業支援部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページをご覧ください。
その他	・実際にお借入いただく日の金利が適用となり、お申込時の金利と異なる場合があります。最新の金利については窓口でお問い合わせください。 ・審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・金利情勢の変化などにより内容を変更・中止させていただく場合がございます。 ・毎月のご返済額等につきましては、本支店窓口で試算いたしますので、お気軽にお問合せください。 ・一部繰上返済・期日前完済・条件変更をされる場合はお手続き内容により、3,300円～5,500円（税込み）の手数料がかかります。 ・今回のお申込みによりご融資金額が700万円を超える場合、当金庫の会員となっていただく必要があります。その際、会員に加入するにあたり、別途出資金が必要となります。

以　上